

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きる日には、翌日が休日であると定めます)

## 鳥取県告示第八百八十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十九年十月一日	細 田 医 院	西伯郡西伯町大字法勝寺 三九八

## 鳥取県告示第八百九十号

昭和四十九年九月鳥取県告示第七百三十三号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）は、昭和四十九年十月十七日限り廃止する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

## 鳥取県告示第八百八十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

昭和四十九年七月二十九日付けで東伯郡大栄町大字大谷一、三八二番地山脇寿雄ほか十六人の者から申請のあつた大栄町土地改良区の設立認可に

## 目 次

◆告 示 結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

昭和四十九年九月鳥取県告示第七百三十三号の廃止

土地改良事業計画の適否の決定（八件）

土地改良事業の工事の完了（十四件）

鳥取県指定無形文化財の指定

## 告 示

については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 三 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間とする

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 三 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

昭和四十九年十月十九日から二十日間

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第八百九十三号

昭和四十九年九月二日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（古川沢地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間

昭和四十九年七月二十日付けで倉吉市上福田三二四番地藤本文正ほか五十八人の者から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定によ

り、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 三 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間

三　縦覧に供する場所

倉吉市役所

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十四号

昭和四十九年九月十三日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（穴窪地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間

三　縦覧に供する場所

三朝町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十五号

昭和四十九年九月二日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（穴窪地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十九日から二十日間

三　縦覧に供する場所

倉吉市役所

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十六号

昭和四十九年九月十一日付けで閔金町から申請のあつた土地改良（陽西地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称**  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間**  
昭和四十九年十月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
- 四 異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百九十七号**  
昭和四十九年九月六日付けで会見町から申請のあつた土地改良（朝金地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和四十九年十月十八日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類の名称**  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間**  
昭和四十九年十月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
- 四 異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百九十八号**  
昭和四十九年九月二十五日付けで中山町から申請のあつた土地改良（松河原地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和四十九年十月十八日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類の名称**  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間**  
昭和四十九年十月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
- 四 異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百九十九号**  
昭和四十九年十月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
- 会見町役場**
- 鳥取県告示第二百九十九号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の

規定に基づき倉吉市から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称 工事完了年月日

北野地区農業用用排水事業 昭和四十八年十一月二十日

横手地区ほ場整備事業 昭和四十九年二月二十日

古川沢地区農道舗装事業 昭四和十九年三月二十日

中江地区農道舗装事業 昭和四九年三月二十日

大塚地区農道舗装事業 昭和四九年三月二十日

井手畑地区農道舗装事業 昭和四九年三月二十日

### 鳥取県告示第九百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき東郷町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称 工事完了年月日

赤畠地区農道整備事業 昭和四八年十一月十七日

### 鳥取県告示第九百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき羽合町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称 工事完了年月日

橋津地区農道整備事業 昭和四九年三月四日

### 鳥取県告示第九百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の

土地改良事業の名称	工事完了年月日
浜山地区農道整備事業とあわせて行う農業用 用排水事業	昭和四十九年三月二十日
園地区農道整備事業	

規定に基づき三朝町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第九百五号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定に基づき北条町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
砂原地区農業用排水事業	昭和四十九年三月十日
加谷地区農業用排水事業	昭和四十九年三月二十日
荒尾地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十日
横手地区農道整備事業	昭和四十九年三月十日
大瀬地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十日

### 鳥取県告示第九百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の

規定に基づき閑金町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
滝川地区ほ場整備事業	昭和四十九年三月二十五日
和谷地区農道舗装事業	昭和四十九年三月二十五日
大平地区農道整備事業	昭和四十九年三月十五日
明高地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十五日

### 鳥取県告示第九百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の

規定に基づき大栄町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
西園地区農道舗装事業	昭和四十八年十月九日

## 鳥取県告示第九百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第一項の規定に基づき東伯町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
倉坂地区ほ場整備事業	昭和四十九年三月十八日
杉下地区農道整備事業	昭和四十八年八月三十日
下伊勢地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十日
下伊勢地区農道舗装事業	昭和四十八年十月三十一日
浦安地区農道舗装事業	昭和四十八年八月三十日
加勢地区農道舗装事業	昭和四十八年七月三十日

## 鳥取県告示第九百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第一項の規定に基づき羽合土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
長瀬地区農業用排水事業とあわせて行なう農道整備事業	昭和四十九年一月十六日
羽合浜第二地区農道舗装事業	昭和四十八年十二月六日
下伊勢地区農道舗装事業	

## 鳥取県告示第九百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第一項の規定に基づき赤崎町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第九百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第一項の規定に基づき宇野山土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
尾張地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十五日
帽子取地区農道舗装事業	昭和四十八年十一月三十日

土地改良事業の名称	工事完了年月日
宇野地区農道舗装事業	昭和四十九年一月三十日

## 鳥取県告示第九百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第二百十三条の二第一項の規定に基づき大鴨土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
大鴨地区農業用排水事業	昭和四十九年三月二十五日

## 鳥取県告示第九百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第二百十三条の二第一項の規定に基づき古布庄土地改良事業共同施行委員長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
古布庄地区農地造成事業	昭和四十九年三月二十五日

## 鳥取県教育委員会告示第二十一号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形文化財を指定したので、同条例同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

名 称	無 形 文 化 財	無形文化財の保持者
要 件	特 徵	保 持 者 所 在 地
下蚊屋の 荒神神楽	源流は出雲神楽であるが、 地理的な関係で備中神楽の分 派。はやしは独特な調子である。	下蚊屋荒神神楽 江府町 保存会
細尾の 獅子舞	神楽獅子で舞姿は極めて格 調高い。カヤは元禄年間の作 と伝えられ、織染物としても 貴重なもの	細尾の獅子舞 佐治村大字加茂 保存会 字細尾
余戸の 雨乞踊	千ばつのときに雨を乞う儀 式の踊り。多数参加。	余戸の雨乞踊 佐治村 保存会 大字余戸

## 教育委員会告示

牧谷の はねそ踊	亀井 踊	日置の はねそ踊	米子盆踊	江尾の こだいち踊	三本杉の 盆踊	さいとりさし
男女が一対となり、手踊りと金踊りを巧みに調和させた優雅なもの	城主亀井公ゆかりの踊りであるとともに、はねそ踊りの代表的なもの	因幡地方全域に伝承された手踊りの代表的なもの。舞に近い優美なもの	因幡地方全域に伝承された信仰にまつわる行事から発生した踊りで独特な味わいがある。	江尾にまつわる行事から発生した踊りで独特な味わいがある。	三本杉の盆踊	手振り足振りおかしく、さいとりさしを風刺した寸劇を兼ねた踊りである。
牧谷はねそ踊 保存会	亀井踊保存会	はねそ音頭 保存会	米子市 保存会	江尾十七夜 保存会	三本杉盆踊 保存会	手振り足振りおかしく、さいとりさしを風刺した寸劇を兼ねた踊りである。
岩美町	鹿野町	青谷町	博労町三丁目	江府町	東伯町	三朝町
大字牧谷	大字鹿野	大字河原	米子市	犬字江尾	大字三本杉	大字湯谷

因幡の傘踊	鶴龜の二人を一組として、高低一対の変化のある勇壮な踊りである。	横枕傘踊	さいとりさし
因幡の傘踊	鶴龜の二人を一組として、高低一対の変化のある勇壮な踊りである。	横枕傘踊	さいとりさし
因幡の傘踊 保存会	鶴龜の二人を一組として、高低一対の変化のある勇壮な踊りである。	横枕傘踊 保存会	さいとりさし
國府町 大字 高岡 美歎 麻生	鳥取市横枕 大字 高岡 美歎 麻生	鳥取市横枕 大字 高岡 美歎 麻生	関金町 大字大鳥居